

公開用	

令和 8 年 4 月

第 34 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 13 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和8年4月13日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟501会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名
 欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
6	船津 鎮男	出
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	欠
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第124号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第125号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第126号	最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより、第 34 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p>
会長	<p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 124 号から議案第 126 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしく申し上げます。最初に、議案第 124 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 124 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 10 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 4 件について地区委員より報告願います。</p>
大田委員	<p>仲津地区 4 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字道場寺■■■■、畑、10,180 m²、外 2 筆計 11,819 m²。譲渡人は、田川郡福智町■■■■、■■■■さん。譲受人は、神奈川県茅ヶ崎市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、田、29 m²、外 3 筆計 499 m²。譲渡人は兵庫県明石市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、畑、726 m²、外 1 筆計 1,179 m²。譲渡人は兵庫県明石市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 4 番。物件の表示は、大字東徳永■■■■、畑、1,282 m²。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本義においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>

西村委員	<p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、東泉■■■■、畑、934 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。代物弁済により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>次に、今川地区の 3 件について地区委員より報告願います</p>
繁永委員	<p>今川地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字大野井■■■■■、田、84 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■と行橋市■■■■■、■■■■■です。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 7 番。物件の表示は、大字宝山■■■■■、畑、132 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に、地区番号 8 番。物件の表示は、大字流末■■■■■、田、1,126 m²、外 2 筆計 2,642 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>最後に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。</p>
富田委員	<p>延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 9 番。物件の表示は、大字延永■■■■■、田、734 m²、外 6 筆計 9,403 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、田川郡大任町■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 10 番。物件の表示は、大字延永■■■■■、田、1,056 m²、外 1 筆計 1,189 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第</p>

<p>会長 藤川委員</p>	<p>次に、今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字元永字山本301番6、田、278㎡。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場278㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書は無く理由書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 大田委員</p>	<p>次に、仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号4番。申請人は、遠賀郡水巻町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字東徳永■■■■■、畑、488㎡、大字東徳永■■■■■、畑、176㎡、2筆計664㎡。所有者は、福岡市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅120.75㎡、倉庫1棟39.28㎡、その他503.97㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 西本委員</p>	<p>次に、泉地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、西泉■■■■■、畑、231㎡、西泉■■■■■、畑、279㎡、西泉■■■■■、畑、61㎡、西泉■■■■■、田、947㎡、西泉■■■■■、田、543㎡、西泉■■■■■、田、318㎡、西泉■■■■■、田、966㎡、7筆計3,345㎡。このほか農地外867.08㎡有。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん、東京都渋谷区■■■■■、■■■■■、福岡市■■■■■、■■■■■、田川市■■■■■、■■■■■、行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地16区画3254.89㎡、道路水路695.66㎡、その他261.53㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書と宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道美夜古泉駅から300m以内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 繁永委員</p>	<p>最後に、今川地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。</p>

	<p>申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、453 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 453 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道今川河童駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 7 番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、16 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、通路用地を設置するものです。通路用地 16 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道今川河童駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 122 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 125 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等について。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等(案)について、別紙のとおり策定したので本会の審議に附す。令和 8 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>こちらは令和 8 年度の集積、遊休農地、活動の目標を設定した案となっております。まず集積面積については令和 7 年度末で 773ha となっております、令和 8 年度新規集積面積は、令和 6 年度新規集積面積と令和 7 年度新規集積面積を足して割った 34ha を目標として挙げております。次に遊休農地解消ですが、現在緑黄を合わせて 28ha となっております。昨年度は約 33ha でしたので、着実に解消しております。今年度の解消目標については書いてありますように令和 3 年度緑遊休農地の 5 分の 1 となっております、17.6ha としております。新規緑遊休農地については、令和 7 年度新規緑遊休農地 11ha の 5 分の</p>

会長	<p>1、2.2ha としております。最適化活動については昨年同様月 8 日を目標としております。その他も例年通りとしております。以上です。</p> <p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 126 号について、賛成の方の挙手をもとめます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等については、適当と認め行橋市ホームページに掲載します。以上で、今回提案いたしました。議案の審議・報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。9 番、繁永委員、10 番、沼口委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>